

議案第 3 5 号

南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例制定  
について

南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり  
制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の一部を改正する条例

南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例（平成 17 年南あわじ市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表一般廃棄物処理手数料の部を次のように改める。

一般廃棄物処理手数料	可燃ごみ	市が収集するもの	ごみ袋20袋 大660円 小440円 特小220円
	粗大ごみ	市が収集するもの	10kg 320円
		直接搬入するもの	10kg 160円
	犬猫等の死体	市が収集し、処理するもの	1件 3,850円
		市が処理するもの	1件 2,200円
	し尿及びし尿 浄化槽汚泥		180リットル 500円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の処理に係る手数料から適用し、同日前の廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

南あわじ市廃棄物処理手数料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
名称	種別	取扱区分	金額	名称	種別	取扱区分	金額	
許可等手数料 略				許可等手数料 略				
一般 廃棄 物処 理手 数料	可燃ごみ	市が収集する もの	ごみ袋20袋 大630円 小420円 特小210円	一般 廃棄 物処 理手 数料	可燃ごみ	市が収集する もの	ごみ袋20袋 大660円 小440円 特小220円	
		粗大ごみ	市が収集する もの			10kg 300円	粗大ごみ	
	直接搬入する もの		10kg 150円	直接搬入する もの	10kg 160円			
	犬猫等の死体	市が収集し、処 理するもの	1件 3,780円	犬猫等の死体	市が収集し、処 理するもの	1件 3,850円		
		市が処理する もの	1件 2,100円		市が処理する もの	1件 2,200円		
	し尿及びし尿 浄化槽汚泥		180リットル 500円	し尿及びし尿 浄化槽汚泥		180リットル 500円		
産業廃棄物処理手数料 略				産業廃棄物処理手数料 略				
備考 略				備考 略				

議案第 36 号

南あわじ市緑霊苑条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市緑霊苑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市緑霊苑条例の一部を改正する条例

南あわじ市緑霊苑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「3,150 円」を「3,300 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前の南あわじ市緑霊苑条例第 12 条の規定に基づき前納している施行日以後の維持費については、なお従前の例による。

南あわじ市緑霊苑条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第11条 略                      (維持費)                      第12条 前3条に規定する使用料のほかに、墓地の維持管理上必要な経費として、年額<u>3,150円</u>の維持費を、使用者又は使用承継者から徴収する。                      2 略                      第13条以下 略</p>	<p>第1条～第11条 略                      (維持費)                      第12条 前3条に規定する使用料のほかに、墓地の維持管理上必要な経費として、年額<u>3,300円</u>の維持費を、使用者又は使用承継者から徴収する。                      2 略                      第13条以下 略</p>	

議案第 37 号

南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市障害者福祉施設条例（平成 20 年南あわじ市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号ア中「自立訓練」を「生活介護」に改め、同号イ中「生活介護」を「就労移行支援」に改める。

第 6 条第 1 項中「法第 22 条第 5 項」を「法第 22 条第 8 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「訓練等給付費等」を「介護給付費又は訓練等給付費」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



南あわじ市障害者福祉施設条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第4条 略 (業務)</p> <p>第5条 施設は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>ア <u>自立訓練</u>に関すること。</p> <p>イ <u>生活介護</u>に関すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第6条 障害福祉サービスを利用できる者は、<u>法第22条第5項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用者から徴収する費用の額等)</p> <p>第8条 法第29条第1項に規定する<u>訓練等給付費等</u>の支給決定の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により算定した額を納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>第9条以下 略</p>	<p>第1条～第4条 略 (業務)</p> <p>第5条 施設は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 障害福祉サービス</p> <p>ア <u>生活介護</u>に関すること。</p> <p>イ <u>就労移行支援</u>に関すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第6条 障害福祉サービスを利用できる者は、<u>法第22条第8項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者とする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条 略</p> <p>(利用者から徴収する費用の額等)</p> <p>第8条 法第29条第1項に規定する<u>介護給付費又は訓練等給付費</u>の支給決定の対象となる障害福祉サービスを受けた者は、当該障害福祉サービスに要した費用から同条第3項又は第4項の規定による給付額を控除した額及び同条第1項に規定する特定費用又は厚生労働大臣が定める基準により算定した額を納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>第9条以下 略</p>	

議案第 38 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市老人福祉センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 湯の川荘の部市内の者の款 60 歳未満の項中「300」を「310」に改め、同部市外の者の項中「600」を「630」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

南あわじ市老人福祉センター条例新旧対照表

現 行					改 正 案					備 考
別表第1 略					別表第1 略					
別表第2 (第9条関係)					別表第2 (第9条関係)					
施設名	区分		使用料(円)	単位	施設名	区分		使用料(円)	単位	
緑老人福祉センター 略					緑老人福祉センター 略					
湯の川荘	市内の者	65歳以上	100	1人当たり	湯の川荘	市内の者	65歳以上	100	1人当たり	
		60歳以上65歳未満	200				60歳以上65歳未満	200		
		60歳未満	<u>300</u>				60歳未満	<u>310</u>		
	市外の者		<u>600</u>			市外の者		<u>630</u>		
身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者		無料	身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者		無料					
亀岡荘～稲田荘 略					亀岡荘～稲田荘 略					
備考 略					備考 略					

議案第 39 号

南あわじ市休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市休日応急診療所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市休日応急診療所条例の一部を改正する条例

南あわじ市休日応急診療所条例（平成 17 年南あわじ市条例第 188 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「8 月 14 日から 8 月 16 日まで」を「8 月 12 日から 8 月 16 日までのうちの 3 日間」に改める。

第 5 条第 1 号ウを次のように改める。

ウ 午後 6 時から午後 10 時まで

第 5 条第 2 号ウを次のように改める。

ウ 午後 6 時から午後 9 時 30 分まで

附 則

この条例は、平成31年6月1日から施行する。

南あわじ市休日応急診療所条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第3条 略 (診療日)</p> <p>第4条 診療所の診療日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月2日及び1月3日、<u>8月14日から8月16日まで並びに12月31日</u></p> <p>2 略 (診療時間等)</p> <p>第5条 診療所の診療時間及び受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療時間 ア・イ 略 ウ <u>午後7時から午後11時まで</u></p> <p>(2) 受付時間 ア・イ 略 ウ <u>午後7時から午後10時30分まで</u></p> <p>第6条以下 略</p>	<p>第1条～第3条 略 (診療日)</p> <p>第4条 診療所の診療日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1月2日及び1月3日、<u>8月12日から8月16日までのうちの3日間並びに12月31日</u></p> <p>2 略 (診療時間等)</p> <p>第5条 診療所の診療時間及び受付時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 診療時間 ア・イ 略 ウ <u>午後6時から午後10時まで</u></p> <p>(2) 受付時間 ア・イ 略 ウ <u>午後6時から午後9時30分まで</u></p> <p>第6条以下 略</p>	

議案第40号

南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



南あわじ市条例第 号

南あわじ市温浴施設条例の一部を改正する条例

南あわじ市温浴施設条例（平成 19 年南あわじ市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 7 条、第 13 条関係）

1 ゆとりっくクアハウス使用料

区分	大人	小人
当日券	630円	310円
会員	入会金 5,000 円、年会費 2,000 円、月会費 5,240 円	入会金 2,000 円、年会費 2,000 円、月会費 3,150 円

2 南あわじクア施設「さんゆ〜館」使用料

	区分	大人	小人	老人・障害者
風呂	当日券	630円	310円	520円
	回数券 (10枚分)	5,670円	2,790円	4,680円
	会員	年会費 26,190 円 1 回につき 100 円	年会費 5,240 円 1 回につき 100 円	年会費 18,860 円 1 回につき 100 円
水着浴	当日券	630円	310円	520円
風呂及び 水着浴	当日券	1,050円	520円	840円

3 南あわじリフレッシュ交流ハウス「ゆーふる」使用料

区分	大人	小人	老人・障害者
当日券	630円	310円	520円
回数券 (10枚分)	5,670円	2,790円	4,680円

## 備考

- 1 小人は3歳から小学生までとし、3歳未満は無料とする。
- 2 「さんゆ〜館」及び「ゆーぷる」使用料における老人は、65歳以上とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定により納付された年会費又は月会費による施行日以後における利用については、この条例による改正後の規定にかかわらず、その有効期限である間は、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定により購入された回数券による施行日以後における利用については、この条例による改正後の規定にかかわらず、その有効期限である間は、なお従前の例による。

南あわじ市温浴施設条例新旧対照表

現 行		改 正 案		備 考
別表（第7条、第13条関係）		別表（第7条、第13条関係）		
1 ゆとりっくクアハウス使用料		1 ゆとりっくクアハウス使用料		
区分	大人	小人		
当日券	600円	300円		
会員	入会金5,000円、年会費2,000円、月会費5,000円	入会金2,000円、年会費2,000円、月会費3,000円		
2 南あわじクア施設「さんゆ〜館」使用料		2 南あわじクア施設「さんゆ〜館」使用料		
	区分	大人	小人	老人・障害者
風呂	当日券	600円	300円	500円
	回数券（10枚分）	5,400円	2,700円	4,500円
	会員	年会費25,000円 1回につき100円	年会費5,000円 1回につき100円	年会費18,000円 1回につき100円
水着浴	当日券	600円	300円	500円
風呂及び水着浴	当日券	1,000円	500円	800円
3 南あわじリフレッシュ交流ハウス「ゆーぶる」使用料		3 南あわじリフレッシュ交流ハウス「ゆーぶる」使用料		
区分	大人	小人	老人・障害者	
当日券	600円	300円		
	区分	大人	小人	老人・障害者
当日券	630円	310円	520円	

回数券 (10枚分)	5,400円	2,700円	回数券 (10枚分)	5,670円	2,790円	4,680円
<u>備考</u> 1 小人は3歳から小学生までとし、3歳未満は無料とする。 2 「さんゆ〜館」使用料における老人は、65歳以上とする。			<u>備考</u> 1 小人は3歳から小学生までとし、3歳未満は無料とする。 2 「さんゆ〜館」及び「ゆーふる」使用料における老人は、65歳以上とする。			

議案第41号

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月22日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市海水浴センター条例の一部を改正する条例

南あわじ市海水浴センター条例（平成 17 年南あわじ市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える

（利用時間）

第 3 条の 2 海水浴センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該利用時間を変更することができる。

名称	利用時間
阿万海岸海水浴場	午前 9 時から午後 5 時まで
慶野松原海水浴場	午前 8 時から午後 5 時まで
沼島海水浴場	午前 9 時から午後 5 時まで

第 10 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第 3 条の 2 の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、海水浴センターの利用時間を変更することができる。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

慶野松原海水浴場

施設名等		単位	使用料
キャンプ場	施設使用料	1 人 1 泊 (小学生以上)	300円
	テント持込み料	1 泊 1 張	1,500円
	シャワー使用料	1 回	300円
	ビーチパラソル	1 本	1,000円
	ゴザ	1 枚	200円
	コンロセット	1 式	1,500円

	(網、炭付)		
駐車場	バス等大型車	1日	2,000円
	普通自動車	1日	700円
	単車	1日	200円
慶野売店		2棟1年	2,200,000円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南あわじ市海水浴センター条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考								
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条～第9条 略 (管理の代行等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第7条関係) 慶野松原海水浴場</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(利用時間)</u></p> <p><u>第3条の2 海水浴センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、当該利用時間を変更することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="1104 496 1890 692"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阿万海岸海水浴場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>慶野松原海水浴場</td> <td>午前8時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>沼島海水浴場</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条～第9条 略 (管理の代行等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条の2の規定にかかわらず、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、海水浴センターの利用時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第7条関係) 慶野松原海水浴場</p>	名称	利用時間	阿万海岸海水浴場	午前9時から午後5時まで	慶野松原海水浴場	午前8時から午後5時まで	沼島海水浴場	午前9時から午後5時まで	
名称	利用時間									
阿万海岸海水浴場	午前9時から午後5時まで									
慶野松原海水浴場	午前8時から午後5時まで									
沼島海水浴場	午前9時から午後5時まで									



施設名及び利用項目	単位	使用料	保証金	利用時間	
キャンプ場	施設使用料 (小学生以上)	1人	300円	1泊	
	貸しテント	1泊1張	3,000円	12:00～翌朝10:00	
	持ち込みテント	1泊1張	1,500円	1泊	
	貸し毛布	1枚	200円	300円	8:00～翌朝12:00
	ビーチパラソル	1本 (3時間)	1,000円	1,000円	8:00～17:00
	ブロック	2個	100円	100円	8:00～翌朝12:00
	ゴザ	1枚	200円	400円	8:00～翌朝12:00
	コンロセット (網、炭付)	1式	1,500円	1,500円	8:00～翌朝12:00
	更衣・シャワー使用料	1回	300円		
	休憩所	1回1区画	2,000円		
	駐車場	バス等大型車	1日	2,000円	8:00～17:00
		普通自動車	1日	700円	8:00～17:00
		単車	1日	200円	8:00～17:00
慶野売店	2棟1年	2,200,000円			

施設名等	単位	使用料
キャンプ場	施設使用料 (小学生以上)	1人1泊 300円
	テント持込み料	1泊1張 1,500円
	シャワー使用料	1回 300円
	ビーチパラソル	1本 1,000円
	ゴザ	1枚 200円
	コンロセット (網、炭付)	1式 1,500円
	駐車場	バス等大型車
普通自動車		1日 700円
単車		1日 200円
慶野売店	2棟1年	2,200,000円

議案第 4 2 号

南あわじ市国民宿舎条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民宿舎条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民宿舎条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民宿舎条例（平成 28 年南あわじ市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条、第 16 条関係）

1 宿泊使用料

区分		大人	小学生	幼児	
平日（繁忙期を除く。）	普通室	5,500 円	4,400 円	2,970 円	
	特別室	6,050 円	4,950 円	3,300 円	
	洋室	6,050 円	4,950 円	3,300 円	
休前日等（繁忙期を除く。）	普通室	3 名以上利用	6,050 円	4,950 円	3,520 円
		2 名以下利用	7,150 円	6,050 円	4,620 円
	特別室	3 名以上利用	6,600 円	5,500 円	3,850 円
		2 名以下利用	7,700 円	6,600 円	4,950 円
	洋室		6,600 円	5,500 円	3,850 円
繁忙期	普通室	3 名以上利用	6,600 円	5,500 円	4,070 円
		2 名以下利用	7,700 円	6,600 円	5,170 円
	特別室	3 名以上利用	7,150 円	6,050 円	4,400 円
		2 名以下利用	8,250 円	7,150 円	5,500 円
	洋室		7,150 円	6,050 円	4,400 円

備考

- 1 大人とは、中学生以上の者をいう。
- 2 幼児とは、3 歳以上小学校就学前の者をいう。
- 3 繁忙期とは、4 月 27 日から 5 月 7 日まで、7 月第 2 土曜日から 8 月 31 日まで及び 12 月 27 日から 1 月 5 日までの間をいう。
- 4 休前日等とは、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23

年法律第 178 号) に規定する休日をいう。) の前日をいう。

5 第 5 条第 1 項第 1 号に規定する利用時間の前又は後に利用する場合は、休憩使用料を宿泊使用料に加算する。

6 宿泊使用料には、客室備付け備品、浴場及び駐車場の使用料を含む。

## 2 休憩使用料

区分		基本使用料 (3 時間まで)	時間超過使用料 (3 時間を超える 1 時間ごと)
普通室	8 畳	3,300 円	1,925 円
	10 畳	3,850 円	2,200 円
	12 畳	4,400 円	2,475 円
特別室	8 畳	4,950 円	2,750 円
	10 畳	5,500 円	3,025 円
洋室		4,950 円	2,750 円
広間		1 人当たり 1,430 円	1 人当たり 990 円

## 3 会議室使用料

区分		基本使用料 (3 時間まで)	時間超過使用料 (3 時間を超える 1 時間ごと)
松風	洋式	33,000 円	11,000 円
	和式	22,000 円	7,700 円
瑞松	洋式	7,700 円	2,200 円
	和式	5,500 円	1,650 円
慶松殿		5,500 円	1,650 円

## 4 その他の使用料

区分		種別	使用料
備品使用料	貸衣類	寝具 (1 組)	1,100 円
		丹前	330 円
		浴衣	330 円
		バスタオル	220 円
	カラオケ	固定式 (松風)	5,500 円

		移動式	3,300 円	
飲物持込料			飲物の区分ごとに規則で定める額	
配膳料			食事料(消費税を除く。)の10パーセントに相当する額	
附帯施設使用料	温水シャワー (3分)		200 円	
	浴場 (3歳以上の者)		509 円	
	駐車場	大型車 (全長が5 mを超えるもの及び牽引車両を含む。)		2,037 円
		普通車 (全長が5 m以下のもの)		712 円
		二輪車		203 円
電気自動車充電器 (1回)		509 円		

備考

- 1 配膳料については、客室又は広間で食事を提供する場合のみ徴収するものとする。
- 2 附帯施設使用料のうち、駐車場の使用料については、7月第2土曜日  
から8月31日までの間のみ徴収するものとする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

南あわじ市国民宿舎条例新旧対照表

現 行				改 正 案				備 考			
別表（第9条、第16条関係）				別表（第9条、第16条関係）							
1 宿泊使用料				1 宿泊使用料							
区分		大人	小学生	幼児	区分		大人	小学生	幼児		
平日（繁忙期を除く。）	普通室	5,400円	4,320円	2,916円	平日（繁忙期を除く。）	普通室	5,500円	4,400円	2,970円		
	特別室	5,940円	4,860円	3,240円		特別室	6,050円	4,950円	3,300円		
	洋室	5,940円	4,860円	3,240円			洋室	6,050円	4,950円	3,300円	
休前日等（繁忙期を除く。）	普通室	3名以上使用	5,940円	4,860円	3,456円	休前日等（繁忙期を除く。）	普通室	3名以上利用	6,050円	4,950円	3,520円
		2名以下使用	7,020円	5,940円	4,536円			特別室	2名以下利用	7,150円	6,050円
	特別室	3名以上使用	6,480円	5,400円	3,780円	特別室	3名以上利用		6,600円	5,500円	3,850円
		2名以下使用	7,560円	6,480円	4,860円		洋室	2名以下利用	7,700円	6,600円	4,950円
	洋室		6,480円	5,400円	3,780円	洋室			6,600円	5,500円	3,850円
繁忙期	普通室	3名以上使用	6,480円	5,400円	3,996円	繁忙期	普通室	3名以上利用	6,600円	5,500円	4,070円
		2名以下使用	7,560円	6,480円	5,076円			特別室	2名以下利用	7,700円	6,600円
	特別室	3名以上使用	7,020円	5,940円	4,320円		特別室		3名以上利用	7,150円	6,050円
		2名以下使用	8,100円	7,020円	5,400円			洋室	2名以下利用	8,250円	7,150円
	洋室		7,020円	5,940円	4,320円		洋室			7,150円	6,050円
備考				備考							
1 大人とは、中学生以上の者をいう。				1 大人とは、中学生以上の者をいう。							
2 幼児とは、3歳以上小学校就学前の者をいう。				2 幼児とは、3歳以上小学校就学前の者をいう。							
3 繁忙期とは、4月27日から5月7日まで、7月第2土曜日から8月31日まで及び12月27日から1月5日までの間をいう。				3 繁忙期とは、4月27日から5月7日まで、7月第2土曜日から8月31日まで及び12月27日から1月5日までの間をいう。							

4 休前日等とは、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）の前日という。

5 第5条第1号に規定する利用時間の前又は後に利用する場合は、休憩使用料を宿泊使用料に加算する。

6 宿泊使用料には、客室備付け備品、浴場及び駐車場の使用料を含む。

## 2 休憩使用料

区分		基本使用料（3時間まで）	時間超過使用料（3時間を超える1時間ごと）
普通室	8畳	3,240円	1,890円
	10畳	3,780円	2,160円
	12畳	4,320円	2,430円
特別室	8畳	4,860円	2,700円
	10畳	5,400円	2,970円
洋室		4,860円	2,700円
広間		1人当たり1,404円	1人当たり972円

## 3 会議室使用料

区分		基本使用料（3時間まで）	時間超過使用料（3時間を超える1時間ごと）
松風	洋式	32,400円	10,800円
	和式	21,600円	7,560円
瑞松	洋式	7,560円	2,160円
	和式	5,400円	1,620円
慶松殿		5,400円	1,620円

4 休前日等とは、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。）の前日という。

5 第5条第1項第1号に規定する利用時間の前又は後に利用する場合は、休憩使用料を宿泊使用料に加算する。

6 宿泊使用料には、客室備付け備品、浴場及び駐車場の使用料を含む。

## 2 休憩使用料

区分		基本使用料（3時間まで）	時間超過使用料（3時間を超える1時間ごと）
普通室	8畳	3,300円	1,925円
	10畳	3,850円	2,200円
	12畳	4,400円	2,475円
特別室	8畳	4,950円	2,750円
	10畳	5,500円	3,025円
洋室		4,950円	2,750円
広間		1人当たり1,430円	1人当たり990円

## 3 会議室使用料

区分		基本使用料（3時間まで）	時間超過使用料（3時間を超える1時間ごと）
松風	洋式	33,000円	11,000円
	和式	22,000円	7,700円
瑞松	洋式	7,700円	2,200円
	和式	5,500円	1,650円
慶松殿		5,500円	1,650円

4 その他の使用料

区分		種別	使用料
備品使用料	貸衣類	寝具（1組）	1,080円
		丹前	324円
		浴衣	324円
		バスタオル	216円
	カラオケ	固定式（松風）	5,400円
		移動式	3,240円
飲物持込料			飲物の区分ごとに規則で定める額
配膳料			食事料（消費税を除く。）の10パーセントに相当する額
附帯施設使用料	温水シャワー（3分）		200円
		浴場（3歳以上の者）	500円
	駐車場	大型車（全長が5mを超えるもの及び牽引車両を含む。）	2,000円
		普通車（全長が5m以下のもの）	700円

4 その他の使用料

区分		種別	使用料
備品使用料	貸衣類	寝具（1組）	1,100円
		丹前	330円
		浴衣	330円
		バスタオル	220円
	カラオケ	固定式（松風）	5,500円
		移動式	3,300円
飲物持込料			飲物の区分ごとに規則で定める額
配膳料			食事料（消費税を除く。）の10パーセントに相当する額
附帯施設使用料	温水シャワー（3分）		200円
		浴場（3歳以上の者）	509円
	駐車場	大型車（全長が5mを超えるもの及び牽引車両を含む。）	2,037円
		普通車（全長が5m以下のもの）	712円



	二輪車	200円
電気自動車充電器（1回）		500円

備考

- 1 配膳料については、客室又は広間で食事を提供する場合のみ徴収するものとする。
- 2 付帯施設使用料のうち、駐車場の使用料については、7月第2土曜日から8月31日までの間のみ徴収するものとする。

	二輪車	203円
電気自動車充電器（1回）		509円

備考

- 1 配膳料については、客室又は広間で食事を提供する場合のみ徴収するものとする。
- 2 付帯施設使用料のうち、駐車場の使用料については、7月第2土曜日から8月31日までの間のみ徴収するものとする。